

欠損金の繰越期間の延長

Q : 今年度の税制改正で欠損金の繰越控除の制度が改正されたと聞きました。内容を教えてください。

A : 繰越期間が7年に延長されました。

【解説】

今回の改正で欠損金の繰越しができる期間が7年になりました。この改正は、平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた次の欠損金額について適用されます。

- ①青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間（現行5年）
- ②青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間（現行5年）
- ③連結欠損金の繰越期間（現行5年）

この制度は、金融機関の不良債権処理を早期に解決するための税制として注目されてきましたが、今回の改正では、金融機関に限らず全ての企業が対象となっています。

なお、平成16年度税制改正にあたって「繰越期間は、帳簿保存期間及び除斥期間と整合性がとれた制度とする必要がある」との答申を受けて、次の項目も併せて改正されることとなりました。

- ①帳簿書類の保存期間について、現行5年間の保存期間とされている帳簿書類の保存期間を7年間に延長
- ②欠損金額に係る更正の期間制限（現行5年）を7年に延長
- ③脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制限（現行3年）を5年に延長

